

第3期

西川町子ども・子育て支援事業計画／西川町母子保健計画

令和7年3月 策 定

山形県 西川町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と計画の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画期間	
4	計画の対象	
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	2
1	人口、出生数の動向	
2	世帯の動向	
3	産業、雇用の動向	
4	地域子ども・子育て支援事業等の現状と課題	
5	町民の声	
第3章	計画の基本的な考え方	12
1	基本理念	
2	基本目標	
3	めざす町のすがた	
4	計画の内容	
第4章	支援事業計画	17
1	教育・保育提供区域の設定	
2	保育の必要性の認定について	
3	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み	
4	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保の方策の考え方	
5	地域子ども・子育て支援事業に関する内容	
6	各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策	
7	子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保	
第5章	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保	24
1	施設の利用情報の発信	
2	関係機関との連携	
第6章	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策との連携	24
第7章	計画の推進に向けて	25
1	進捗状況の評価・検証	
2	福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携調整	
3	家庭・地域・関係機関との連携	
4	計画の周知	
5	施策の見直し	

西川町子ども・子育て支援事業計画（第3期）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と計画の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育・教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。このような状況の中、町は平成22年に「子どもたちが健やかに育つ町をめざして」をテーマに次世代育成支援行動計画の後期計画を策定し、安心して子育てができる町づくりを推進するために、母子保健事業の推進や不妊治療費の助成、子育て祝い金、紙おむつ代助成事業、子育て支援センターの拡充、保育待機児童の発生防止等の施策や事業を展開し、子どもを生み育てやすい環境や子ども達が健やかに育つ環境づくりに努めてきました。

さらに、国では全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、いわゆる子ども・子育て新システム関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートし、「西川町次世代育成支援行動計画」の趣旨を引き継ぐ「西川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定しました。

この度、第2期の西川町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）が計画期間終了を迎えることから、引き続き第3期の西川町子ども・子育て支援事業計画を策定し計画的に各事業を推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めるものとし、「西川町母子健康計画」としても併せて位置づけし、一体的に推進することとします。

なお、第7次西川町総合計画を上位計画とし、整合性を図るほか、西川町こども基本計画とも整合性を図るものとします。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画の対象者は、妊産婦から18歳までの子どもとその家庭とします。

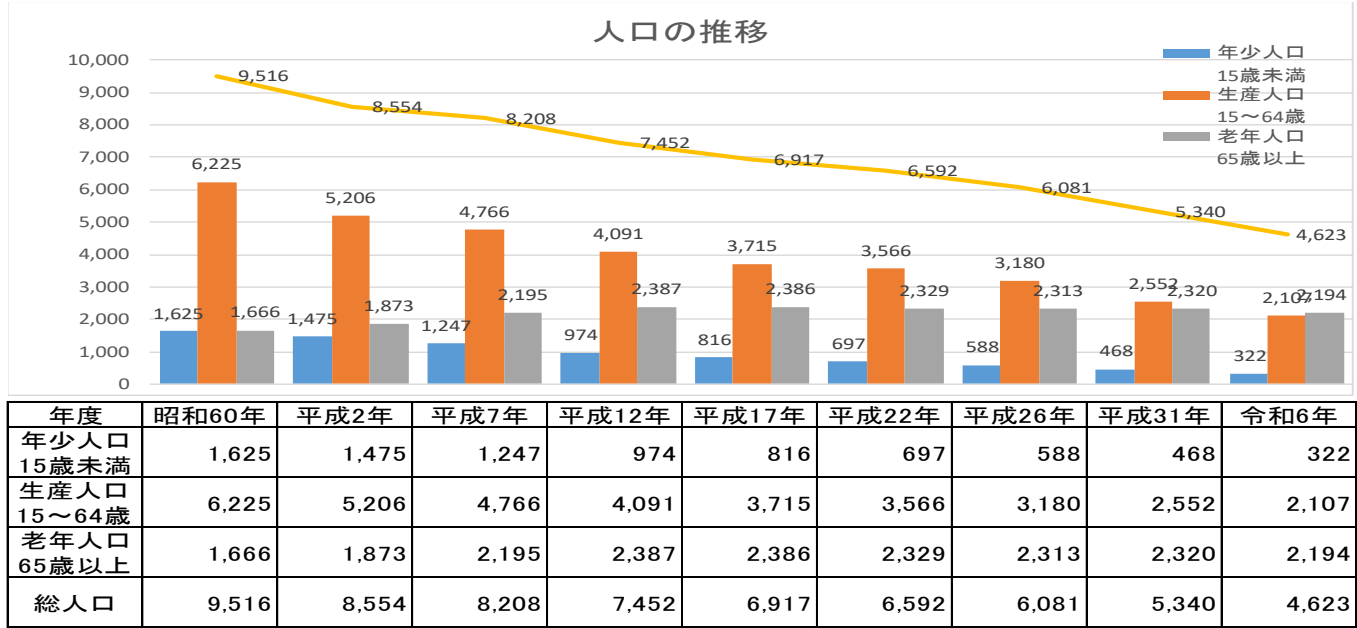
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口、出生数の動向

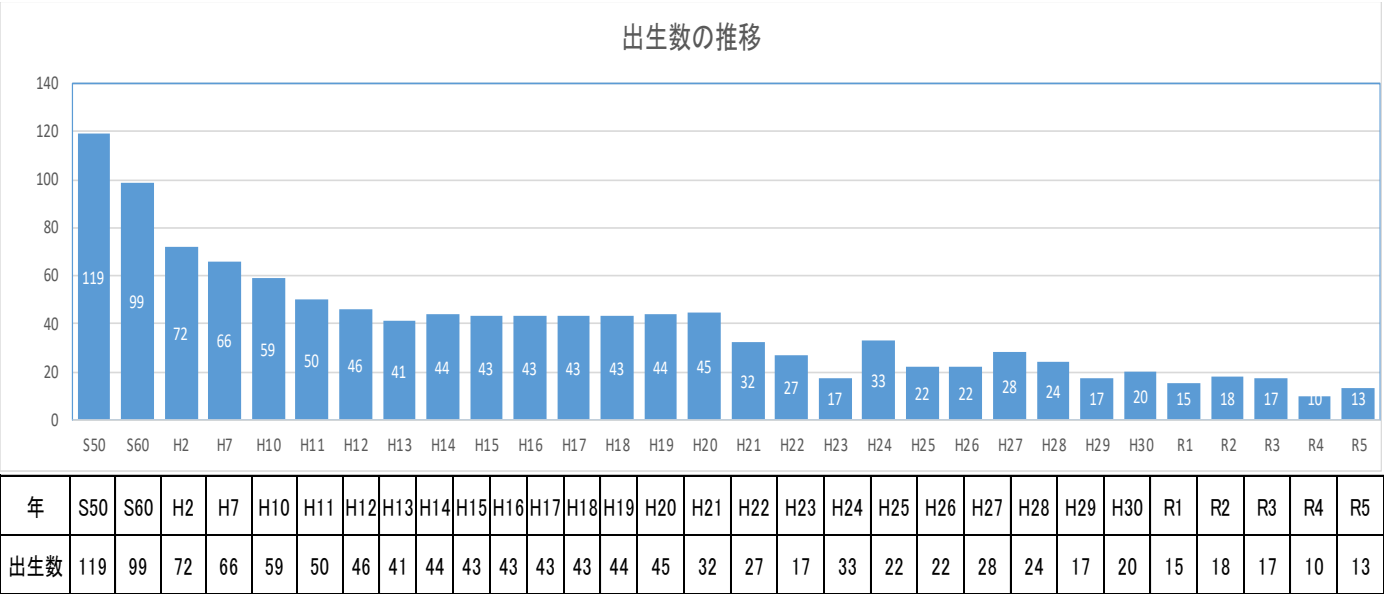
本町の人口は、住民基本台帳によると令和6年4月1日現在4,623人となり、平成31年と比較して717人減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口・生産人口は著しい減少を続け、老年人口が生産人口を追い越して最も多い人口となっています。

また、出生数については令和元年以降20人を下回っており、本町の少子高齢化は著しく顕著になっています。



※昭和60年～平成22年は国政調査、平成26年～は4月1日現在の住民基本台帳

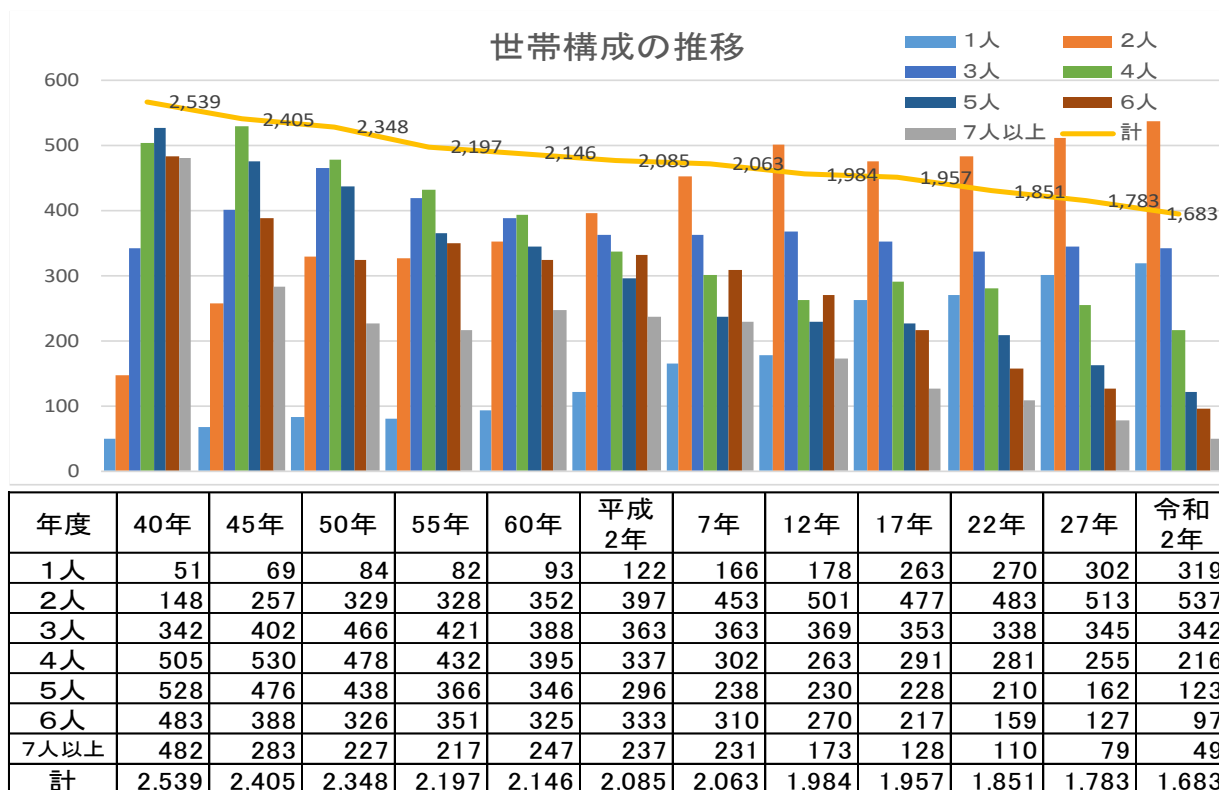


※住民基本台帳による1月から12月出生数

2 世帯の動向

世帯の状況は、人口の減少ほど急激な落ち方はみられませんが、減少傾向を示しています。近年では、65歳以上の高齢者の独居あるいは二人暮らし世帯が増加しています。

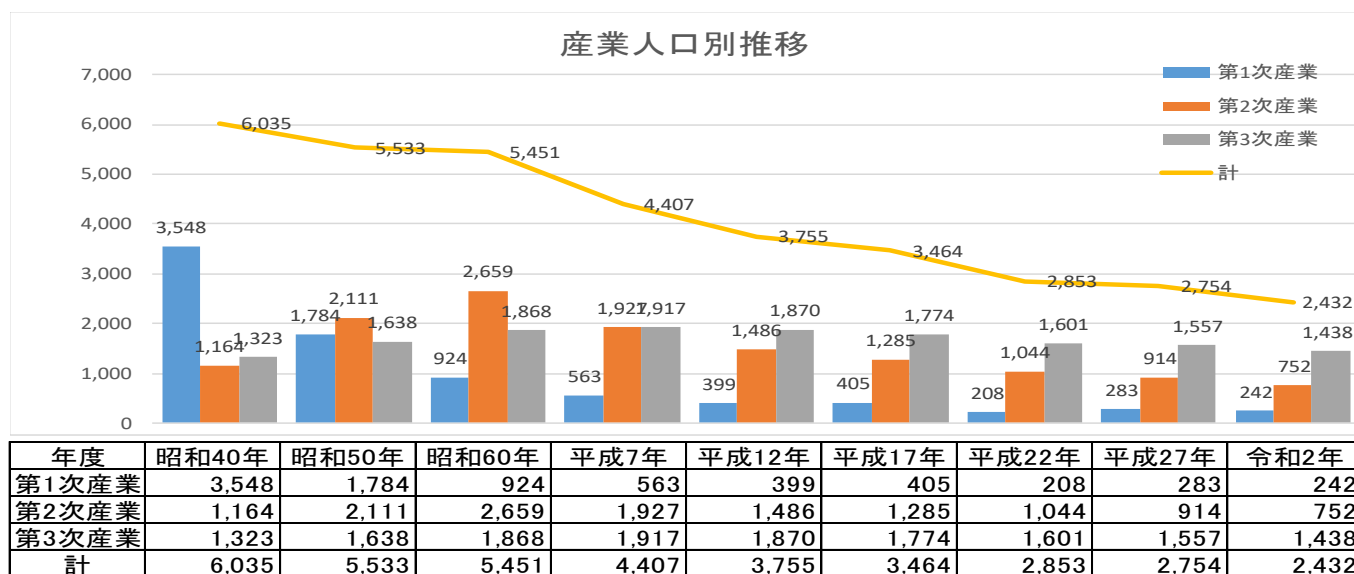
その一方で、町営住宅への入居等による子育て世帯の核家族化も進んでいます。



※国勢調査

3 産業、雇用の動向

人口減少に伴い、産業別就業人口も年々減少しており、昭和50年からの35年間でおよそ半数になっています。就業構造別にみると1次産業が86%減、2次産業が64%減、3次産業が12%減となっています。サービス産業の就業者の割合が多く、土曜・日曜の勤務が多い職場に就業していることが予想されます。



※国勢調査

4 地域子ども・子育て支援事業等の現状と課題

(1) 利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業

<現状>

子育て支援情報の提供と支援事業に繋げる橋渡しと、乳幼児虐待の早期予防のため、町の母子保健施設である保健センターを「母子保健型」、子育て支援の拠点施設である子育て支援センターを「基本型」として開設しており、保健師、保育士を専属の職員として配置し、支援事業の充実を図っています。

就学前の児童やその保護者等が交流できる場を提供するとともに、町の子育て支援の拠点施設として、子育て情報の提供や、育児不安や子育てに関する様々な相談を受け、その後の支援に結びつける窓口としての機能を有します。

○利用者支援事業

(単位：箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1

<課題>

「基本型」の子育て支援センターは、少子化や低年齢での保育園入園が増え、利用者が減少してきています。初めて利用する家庭や町外からの利用を増やすための情報発信、利用しやすい環境を整える必要があります。

○子育て支援センター利用状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	子ども	1, 386	1, 084	841	573	514
	大人	1, 267	934	747	460	477
	計	2, 653	2, 018	1, 588	1, 033	991
身体計測 (年12回)	子ども	159	128	109	87	94
	大人	147	123	100	77	89
	計	306	230	209	164	183
虫歯予防教室 (年2回)	子ども	—	16	8	6	2
	大人	—	15	7	6	2
	計	—	31	15	12	4

(単位：組)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ぱくぱくルーム(年8～11回)	—	47	25	28	57
ベビールーム(0歳児・年2回)	—	—	7	2	27
ぴよぴよルーム(妊婦)	3	4	0	0	8
ほっこりルーム	4	0	0	1	2

(2) 乳幼児全戸訪問事業

<現状>

生後0～2か月の乳児すべてを対象に保健師が訪問し、子育てに対する悩み等の相談に応じ、母親の育児不安の軽減等に努めています。

○訪問実績

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者	19	10	12	10	5
訪問実数	19	10	12	10	5
実施率 (%)	100	100	100	100	100
延べ人数	49	10	12	13	6

<課題>

近年、妊娠期から精神的不安を抱えている方や出産後、育児不安が強くなり、初回訪問のみならず、継続的に支援が必要になるケースが増えています。母子手帳交付時や初回訪問時にアセスメントを行い、適切な時期の訪問と対応が必要となっています。

(3) 養育支援訪問事業

<現状>

養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行っています。

○訪問実績

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問件数	実数		2	3	4	3
	延べ人数	20	18	14	10	10

<課題>

多様なケースがあり、訪問数の増加が見られています。様々なケースへの対応できるよう、各関係機関との連携強化、体制づくりが必要になっています。

(4) 一時預かり事業

<現状>

家庭での保育が一時的に困難となった満 6 か月以上の未就学児について、申請により子育て支援センターでお預かりします。

令和 6 年度からは町外の児童の受入も行っています。

○実績

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
箇所	1	1	1	1	1
利用件数(延べ人数)	26	15	86	33	20

<課題>

事業を利用できる条件等を知らずに、緊急時等に困ることのないよう、事業の周知・情報発信をしていく必要があります。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

<現状>

地域において育児の援助を受けたい者（利用会員）と援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関し、連絡調整を行っています。

○実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員	13	7	7	8	9
協力会員	21	19	19	35	43
利用延べ件数	32	90	545	620	507

<課題>

協力会員の確保が難しい状況である。利用会員のニーズに応えるためにも、事業の周知・情報発信等のほか、協力会員への支援策についても検討していきます。

(6) 妊婦健康診査事業

<現状>

妊娠中は母体と赤ちゃんの健康管理のため、定期的な健診受診が必要になります。本町においては14回の一般健康診査、4回の超音波検査、子宮頸がん検診、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア抗原検査の助成をしています。また、県外医療機関受診者に対しても償還払いでの対応をし、妊娠された方が受診しやすい環境になるよう努めています。

○妊婦健診状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	実数	23	22	16	15	16
	延べ人数	265	173	191	147	105

<課題>

妊娠22週を超えて妊娠届け出をする方もおり、望ましい妊婦健診の回数が受けられない方もいます。また、近年心の問題を抱える妊婦の方も増えており、妊娠期からのサポートが必要になる方もいるため、対応について検討していく必要があります。

(7) 不妊治療助成事業

<現状>

西川町に住所があり、出産後も西川町に居住し子育てをする意思がある方に対し、一般不妊治療及び特定不妊治療の一部助成治療を行っています。(1年度あたり上限10万円、通算20万円までの助成)

○実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	2	2	0	0	0
妊娠者数	1	2	0	0	0

<課題>

不妊により悩んでいる方へ、事業内容を周知する方法の検討が必要です。

(8) 乳幼児健康診査

<現状>

乳幼児健診は乳児の発達段階に応じて実施しており、各年度・年齢においても受診率はほぼ 100%となっており、高い受診率となっています。

○乳幼児健診状況

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3 ～ 5 か月 健診	対象者数	17	23	9	12	11
	受診数	16	23	9	12	11
	受診率(%)	94.1	100	100	100	100
1 1 ～ 1 2 か月	対象者数	15	21	15	11	12
	受診数	14	21	14	10	12
	受診率(%)	93.3	100	93.3	90.9	100
1 歳 6 か月 健診	対象者数	12	15	29	9	10
	受診数	12	15	27	9	10
	受診率(%)	100	100	89.4	100	100
3 歳児健診	対象者数	20	19	13	20	29
	受診数	19	19	12	18	29
	受診率(%)	95.0	100	92.3	90.0	100

<課題>

健診未受診者への対応と、転入・転出時の健診受診状況の確認を徹底し、切れ目のない支援が必要です。

(9) 歯科保健事業

<現状>

歯科健診は、乳幼児健診に合わせてと、単独で 2 歳児歯科健診を実施しています。乳幼児健診時は希望者に対し、フッ素塗布を行っており、2 歳児歯科健診時には、受診者全員にカラーテストの実施、歯磨き指導を行っています。

保育園入園児に対しては、年 2 回の歯科検診・フッ素塗布を行っています。さらに、年中児及び年長児を対象に、年 1 回歯科衛生士による虫歯予防教室を行っています。

○歯科健診受診者数

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 1 ～ 1 2 か月	対象者数	15	21	15	11	12
	受診数	14	21	14	10	12
	受診率(%)	93.3	100	93.3	90.9	100
1 歳 6 か月 健診	対象者数	12	19	29	9	10
	受診数	12	19	27	9	10
	受診率(%)	100	100	89.4	100	100

2歳児歯科 健診 (1人2回)	対象者数	36	29	39	48	16
	受診数	29	25	37	38	11
	受診率(%)	80.5	86.2	94.8	79.1	68.7
3歳児健診	対象者数	20	19	13	20	29
	受診数	19	19	12	18	29
	受診率(%)	95.0	100	92.3	90.0	100

○保育園での歯科保健事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虫歯予防教室（年中児）	27	20	19	16	17
虫歯予防教室（年長児）	33	33	23	19	16

<課題>

3歳児以降に虫歯の発生が多くみられることから、家庭での食生活の見直しや、仕上げ磨きの大切さ等を保護者と子どもへ意識付けることが必要と考えられます。

(10) 発達支援事業

<現状>

町の健診時等において発達面で心配なお子さんに対し、支援を行っています。また、保護者に対しても育児の支援に努めています。保育園・子育て支援センターにおいても臨床心理士の定期訪問、相談の機会を設け、支援につなげています。

○支援状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数	1	0	0	1	0
延べ人数	1	0	0	2	0

<課題>

発達面で心配なお子さんに対し、すぐ療育センター等の医療機関へつなぐのではなく、まずは療育支援につなぎ、支援の工夫での状況の変化がない場合や服薬が必要かどうか等をアセスメントし、判断することが必要です。

(11) 予防接種事業

<現状>

予防接種法に基づく定期接種に対し、決められた接種期間に公費で接種を受けることができます。ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザの任意予防接種については、費用の一部助成を行っています。

○令和6年度定期予防接種摂取状況

(単位：人)

種別		対象者数	対象者	接種者数	接種率
4種混合	I期初回	1	生後2か月に達した時から生後12月に達するまでの期間にある者	1	100
5種混合	I期初回	9	生後2か月に達した時から生後7か月に至るまでの期間にある者	8	88.8

2 種混合	2 期	24	11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間にある者	13	54.1
麻しん・ 風しん	1 期	12	1 歳に達した時から 2 歳に達するまでの者	7	58.3
	2 期	15	6 歳に達した時から 7 歳に達するまでの者	10	66.6
日本脳炎	I 期初回	36	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの期間にある者	18	50.0
	2 期	24	9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間にある者	9	37.5
結核	結核	13	生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間にある者	11	84.6
ヒブ	初回 1 回目	0	生後 2 月から生後 7 月に至る期間にある者	0	0
小児肺炎 球菌	初回 3 回	9	生後 2 月から生後 7 月に至る期間にある者	8	88.8
B 型肝炎	1 回目	9	生後 2 月から生後 9 月に至る期間にある者	8	88.8
水痘	1 回目	9	生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間にある者	6	66.6
ロタ	1 回目	9	生後 2 月から出生 14 週 6 日までの間	8	88.8
子宮頸がん	1 回目	11	13 歳となる日の属する年度の初日から年度の末日までの間にある者	3	27.2

<課題>

予防接種の必要性和適切な接種期間等の周知を図り、未接種者への接種勧奨が必要です。

(12) 時間外保育事業

保育園に入園している児童が、保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施しています。

利用時間は、早朝は午前 7 時 30 分から、夕方は午後 7 時までとなっています。

○支援状況

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延べ 人数	早朝	7, 7 2 1	6, 6 6 4	7, 4 2 2	7, 2 0 7	6, 2 2 8
	夕方	7, 2 4 8	5, 7 9 2	7, 2 9 0	8, 0 9 4	7, 3 1 7

5 町民の声

計画の策定にあたり、令和6年8月以降、今後の町の子育て支援や子育て環境のあるべき姿を検討すべく、未就学児の保護者や子育て関心層が参加する対話会においてニーズの聞き取りを実施するとともに、中学生・高校生・大学生を対象にアンケートを実施しました。

(1) 保育園保護者及び子育て関心層との対話会

今後の子育て施策検討に向け、下記のとおり対話会を実施しました。

(第1回)

実施日：令和6年8月9日（金）

場所：にしかわ保育園（子育て支援センター内）

町側参加者：町長、健康福祉課長、保育園園長、健康福祉課・つなぐ課職員

対象：保育園保護者

参加者：26名

(第2回)

実施日：令和6年8月27日（火）

場所：にしかわイノベーションハブ TRAS

町側参加者：町長、健康福祉課長、保育園園長、健康福祉課・つなぐ課職員

対象：子育てに関心のある方（公募による募集）

参加者：22名

(第3回)

実施日：令和7年2月5日（水）

場所：にしかわイノベーションハブ TRAS

町側参加者：教育長、健康福祉課長、保育園園長、健康福祉課・つなぐ課職員

対象：子育てに関心のある方（公募による募集）

参加者 17名

(2) 中学生・高校生・大学生に向けたアンケート調査

家庭や地域での不安や居場所の有無、将来の考えなど、西川町で育っていく中学生・高校生・大学生の想いを拾い上げるため、アンケート調査を実施しました。

(中学生)

令和6年12月13日から25日にかけて、町内の全81名の中学生を対象に、学習用タブレット等で回答可能なQRコード読み取り形式でアンケートを実施し、55名（1年生4名、2年生23名、3年生28名）から回答がありました。

(高校生)

令和6年10月15日から30日にかけて、町内在住の全122名を対象に、西川町ウェブサイトからアクセス可能な回答形式とスマートフォン等で回答可能なQRコード読み取り形式でアンケートを実施し、96名から回答がありました。

(大学生)

令和6年10月15日から30日にかけて、町内出身で大学等に通う全17名を対象にメールを送付し、西川町ウェブサイトからアクセス可能な回答形式とスマートフォン等で回答可能なQRコード読み取り形式でアンケートを実施し、3名から回答がありました。

(3) 対話会とアンケート調査で確認された主要なニーズ

①対話会について

参加者からの主要なニーズとして、次のような意見がありました。

また、既に実施している施策で対応できるニーズもあり、町の施策の周知・広報をより

強化していく必要があります。

- ・病児病後児保育や預かりサービスの充実（既存制度の利用時間等の拡大等）
- ・施設の改修（保育園の玄関・駐車場等改修・床暖房の設備修繕、小学校・中学校の修繕など適切な維持管理）
- ・学習支援（塾講師派遣や英語等の学習支援等）
- ・子どもの体験機会の創出（子どもが他世代と交流できる機会の創出、場づくり等）
- ・既存施設を含めた居場所づくり（公園の整備、TRAS でゲームやe スポーツ、学校以外の子どもの居場所、不登校の支援施設等）
- ・子育てに関する取組の補助金支援の充実 など

②アンケートについて

（中学生）

町内中学生からの主要なニーズとして、次のような意見がありました。

○平日の授業・放課後を充実させるための取組（上位 3 つの回答）

- ・授業でもっと I C T（コンピュータやインターネット）を活用する
- ・近隣の学校や姉妹学校との交流の機会を増やす
- ・部活動の先生を増やす

○子どもの権利を守るための仕組みとして必要な取組（上位 3 つの回答）

- ・子どもが困ったときにだれにも知られず相談できる場所が町にある
- ・困ったときに電話や S N S、メールなどで相談できるところがある
- ・子どもの困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる

○こんな町になってほしい

- ・遊ぶ場所がたくさんある ・お店がある
- ・休日のバスの運行量の増加 ・西川の特産品を生かせる町 など

（高校生）

町内在住の高校生からの主要なニーズとして、次のような意見がありました。

○悩みや困りごと

- ・勉強や進学のこと、将来のことについて悩んでいる、困っている生徒が多い

○進路について

- ・大学以上に行きたい人の割合が大きい
- ・進路に関して、まだ分からない、考えていない人の割合も一定数ある

○住みやすい町に必要なこと

- ・いろんな人が交流できる場所をつくる
- ・子どもたちが意見を言える場があり、小中学生ばかりを対象とするのではなく、高校生・大学生も含む子どもの考えが積極的に反映される町になってほしい
- ・なんでも相談できる場所をつくる

（大学生）

町内出身の大学生からの主要なニーズとして、次のような意見がありました。

○どのような取り組みがあれば戻ってきたいか（2 件以上）

- ・奨学金制度

○住みやすい町にするために何が重要か（2 件以上）

- ・いろんな人が交流できる場所をつくる

第3章 計画の基本的な考え方

第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方を継承しつつ、町の第7次総合計画の基本目標とこども基本計画の基本方針に即し、次の基本理念と基本目標を掲げ、対応を図るものとします。

1 基本理念

安心して子どもを生み健やかに育てることができる環境づくりを進めるためには、保健・医療・福祉・教育・企業・地域など親子を取り巻くすべての分野と、その関係機関、多くの町民の理解と協力のもとで総合的な対応と施策の推進が必要となります。

また、第7次西川町総合計画の中心的な考え方となる「寛容性」を基本として、国のこども大綱等を踏まえ、地域社会に通念的に取り扱われていた子どもや若者に対する考え方をもう一度改め、真に子ども・若者が生活、活躍でき、将来にわたり子どもを産み育てたいと思える町・地域社会をつくりあげるために目指す将来像を次のとおりとします。

子どもたちが健やかに育つ町をめざして
～こころ豊かで、たくましく、自立した社会人となるように～

だれもが安心してこころ豊かに暮らせるようにするために、家庭や地域、学校、企業、行政など多くの人が協力してその仕組みをつくっていきます。

そして将来の西川町を担う大切な子どもたちが、夢をもって、健やかにたくましく育ち、若者が希望を持って暮らすことができるまちづくりをめざします。

2 基本目標

西川町こども基本計画の基本方針を踏まえ、目指す地域像を以下の3つを柱として位置付けます。

「子ども若者の意見、多様な価値観を大事にするまち」

「こども若者の夢と希望を叶えるための挑戦を応援するまち」

「困難を有するこども若者とその家族が未来を切り開くことを全体で応援するまち」

3 めざす町のすがた

(1) 若者が町で生きることにより夢や希望をもち、個の力を十分に発揮できている

(2) こどもを持つことを希望する者が安心して喜びを実感しながら生み育てられている

(3) どんな家庭でも親子が幸せに成長できる環境がある

(4) 子育ての喜びを共有しながら町民みんなで若い世代を応援している

4 計画の内容

(1) 若者が町で生きることに夢や希望をもち、個の力を十分に発揮できている

○施策方針

- ・西川町で多様な働き方、仕事ができる、生業を創ることができる支援を進めます
- ・結婚したい町民を応援します
- ・性別年代に関係なく、やりたいことができるための「対話の場」を確保します
- ・若い起業家の苗床をつくり、地域における社会的課題の解決に向け、ビジネスの手法を活用した目新しい事業の創出を推進します。

○主な支援事業の展開

①働きやすい環境づくり

- ・育児と就労の両立に向けた支援相談窓口の設置や育児に関する情報提供などの相談者への対応
- ・トワイライト支援事業の普及に向けた促進
- ・手に職をつける取組や自己啓発、リスクリングに対する支援

②結婚・出産・子育て

- ・広域事業等を利用したブライダルサポート事業の継続
- ・出産、子育てしやすい地域をつくるために、対話会等いつでも意見や相談を受けられる体制の整備

③若者の活躍

- ・高校生のソーシャルイノベーションコンテストの実施と伴走支援
- ・青少年ボランティアサークルの活性化と自立化の支援
- ・帰ってきてけローン利用者のUターン相談窓口の設置

(2) こどもを持つことを希望する者が安心して喜びを実感しながら生み育てられている

○施策方針

- ・妊娠期から出産、子育てに関した家庭に対する情報提供と相談体制を充実します
- ・母と子の健康維持、健康づくりを支援していきます
- ・両親ともに働くニーズの高まりに伴う、子どもの保育・預かりニーズ増加に対応するサービスを充実します
- ・子どもの病児病後児医療の支援充実を図ります
- ・子どもの安全の確保を行う学習・体験の場を確保していきます
- ・楽しく喜びを実感できる子育て施設と生活環境の整備を進めます
- ・保護者が安心して預けられる「放課後子ども教室」の充実を図るとともに、多様なニーズに応える子ども預かりの場について調査・検討を行います。
- ・仕事と育児が両立できるような子育て家庭に対する経済的支援と保育サービスの充実を進めます
- ・ひとり親家庭をも含んだ子育て世代が暮らしやすい住宅を確保していきます
- ・デジタル活用を通じた子育て環境整備を進めます

○主な支援事業の展開

①相談・情報提供

- ・妊娠期における保健師健康相談・助産師訪問

- ・妊婦・保護者世帯向け情報発信事業
- ・新生児・乳幼児の全戸訪問
- ・臨床心理士の保育園訪問・個別相談
- ・子育て支援センターにおける育児相談
- ・入園者向けの案内強化

②健診・公的補助

- ・不妊治療費助成
- ・母子手帳交付前の健診費用の助成（妊婦向け）
- ・母子保健法に基づく乳幼児健診
- ・保育園・子育て支援センターでの虫歯予防教室・フッ素塗布（歯科保健事業）
- ・定期予防接種の全額助成・任意予防接種費用の一部助成
- ・西川町で生まれた赤ちゃん全員に対する子育て支援金
- ・紙おむつ購入費用助成金
- ・保育園・学校給食の無償化
- ・高校生の就学に対する支援
- ・高校生等向け町育英奨学金の貸与
- ・大学等進学を支援する利子補助型町独自教育ローン「帰ってきてけローン」と卒業後の町内居住を要件とした「帰ってきてけローン」元金返済補助制度の利用促進
- ・SDGsにもつながる学用品や制服などのリユース事業支援
- ・児童手当と児童扶養手当の給付・特別児童扶養手当の給付
- ・高校生までの医療費無償化

③子どもの預かり

- ・0歳児からの土曜保育、早朝保育、延長保育の実施
- ・子育て支援事業、ファミリー・サポート・センター事業の推進
- ・子育て支援センターでの身体計測、栄養相談、一時預かりの実施
- ・放課後子ども教室への保育や教育の現場経験のある人の配置
- ・子育て支援センターの預かり機能の充実
- ・病児病後児保育広域機関利用に対する補助制度

④子どもの居場所

- ・安全で安心な保育を行うための保育園・子育て支援センターの施設改修
- ・小・中学校施設の修繕など適切な維持管理
- ・町民体育館など既存施設を活かした多世代が過ごしやすい交流の場づくり
- ・子育て世代が利用できる公園の整備

⑤その他の支援

- ・母子健康手帳アプリ導入と機能の拡充並びに保小中連絡手段のデジタル化
- ・通園・通学バス運行事業の実施
- ・1歳児に加え、小学校入学時でもブックスタート実施
- ・移住・定住したい方々の様々なニーズを踏まえた、町営賃貸アパートや25年マイホーム、戸建てモデル住宅の整備【再掲】
- ・高校生の就学に対する支援金事業を通じた相談受付と高校生等やその保護者と町とのつながりの創出
- ・ひとり親家庭への公営住宅の優先入居や就業等支援
- ・草刈りや清掃など学校が必要とするボランティア活動の情報発信、協力できる町民との調整を図る体制整備（サポーターズバンクコーディネーター配置）

(3) どんな家庭でも親子が幸せに成長できる環境がある

○施策方針

- ・生活の安定に資するための支援、子どもの生活支援を進めます
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援を推進します
- ・国の経済的支援（児童手当、児童扶養手当制度）の着実な実施を行います
- ・保護や支援を要する子どもたちの養育環境を整備促進します
- ・不登校や医療的ケアを要する子どもたちやその保護者を町民が積極的に伴走するよう促します
- ・子ども一人ひとりに応じた学びを保障する学習支援や特別支援教育を充実します
- ・小中学校の全児童生徒タブレット配布の特徴を活かしたICT学習を進めます
- ・他校（近隣の学校・海外姉妹校）や西川ファンを含めた町外の人々との交流を通じて、幅広い視野と多様な価値観を育む取組を積極的に支援します
- ・子どもの貧困対策に取り組みます

○主な支援事業の展開

①相談・情報提供

- ・専門職の知見を活かした子育ての情報提供の強化
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした被害を最小限化するための児童相談所や関係機関との協力と迅速な対応

②公的補助

- ・西川町子育て応援事業の推進・保育料の負担軽減
- ・児童手当と児童扶養手当の給付・特別児童扶養手当の給付【再掲】
- ・通園・通学バス運行事業の実施【再掲】 ・医療費助成事業の充実
- ・大学等進学を支援する利子補助型町独自教育ローン「帰ってきてけローン」と、卒業後の町内居住を要件とした「帰ってきてけローン」元金返済補助制度の利用促進【再掲】
- ・ひとり親家庭への公営住宅の優先入居や就業等支援【再掲】

③交流促進・コミュニティ

- ・西川学園の成果や取組の広報の改善（町の広報委員や地域おこし協力隊と協働制作）と各地区座談会等での説明
- ・小中学校や放課後子ども教室、生涯学習事業における一流の西川ファンや町民有志による本気の体験支援
- ・高校生の就学に対する支援金事業を通じた相談受付と高校生等やその保護者と町とのつながりの創出【再掲】
- ・町内の小中学校による近隣の学校・海外姉妹校との交流事業への支援

④人材・その他

- ・少子化・教職員数減少に応じたきめ細かな質の高い教育を維持するための学習生活指導補助員等学校支援スタッフの配置
- ・病弱学級の開設と、医療的ケア児の学びの保障のための看護スタッフの適切な配置【再掲】
- ・「西川町学校教育センター」による研究・研修事業の継続
- ・小学生学習支援のための有志町民や地域域おこし協力隊インターン等の活用

- ・ 日常学習はもとより、リモート学習や家庭学習の充実のためのタブレット等機器の保守更新事業

(4) 子育ての喜びを共有しながら町民みんなで若い世代を応援している

○施策方針

- ・ 地域特有の文化、自然資源などを活かしながら子どもを穏やかに育む家庭・地域づくりを推進します
- ・ 保育園や小・中学校が支援してほしいことと町民が協力できることをマッチングし、町民自らが町の将来を担う子どもたちを育む風土を醸成していきます
- ・ 部活動地域移行を契機に、協議会と対話会を通してニーズを把握し、子どもたちが多様な学びができるよう集落支援員制度を活用し人材確保の強化を図ります。
- ・ 子ども若者が新しく活躍できる場の提供を確保します

○主な支援事業の展開

①地域現場

- ・ 地域の方が先生となって学ぶ総合的な学習の継続（小学校の「ふるさと楽行」や中学校の「学年講座別学習」）【再掲】
- ・ 地域住民と交流を図るよう、小学校の空き教室のコミュニティスペース化
- ・ 太々神楽等の地域文化の継承事業や「ふるさと楽行」等の地域交流活動の推進と町民等へのスピーディーかつ寛容性が高まる情報発信
- ・ 中学校トライやるウィーク等による、観光ガイドや林業等の町の産業の後継者育成につながる担い手育成事業

②地域コミュニティ・その他

- ・ 保育園、小学校、中学校合同によるコミュニティ・スクールの継続
- ・ 実践型教育の方向性と学園ニーズの発信のほか、「学園支援サポーターズバンク」を創設し、学園ニーズとサポーターとのマッチング事業の推進
- ・ 安全な道路環境の整備促進
- ・ 高校のソーシャルイノベーションコンテストの実施と伴走支援【再掲】

第4章 支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他社会的要件、教育保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を指定することになっています。小学校区、中学校区、行政区単位等地域の実情において設定することになっていますが、西川町における教育・保育施設は平成14年3月に町内の3つの保育園を統合し、にしかわ保育園として設置運営を行っています。他に民間の保育園等の設置はなく、今後の子どもの数の推計を考慮しても、設置の予定はないものと考えられることから、引き続き全町を一つの区域として指定するものとします。

保育の対象となる入園児は、町民を優先としますが、施設の受入の範囲内において、町内の職場に勤務の方が、にしかわ保育園での保育を希望された場合、受託による受入も可能とします。あわせて、町民の子どもが町外の保育施設での保育を希望する場合は、関係機関と可能な限り調整するものとします。

2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで給付する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行います。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就 学前の子ども(保育を必要とする)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子 ども(保育を必要とする)	保育園 認定こども園 特定地域型保育事業

※幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業は町内では未設置

1号認定の場合は特例保育とし、保育園での保育を受けることができる

3 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み

計画期間中における保育の量の見込みに関しては、これまでの保育園の入園実績、人口推計等から、下記のとおり必要な量の見込みを算出・設定するとともに、見込みに対する提供体制の確保を図るものとします。

(単位：人)

経過年次				1 年目（令和 7 年度）				2 年目（令和 8 年度）			
①教育・保育認定の区分				認定区分				認定区分			
				1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定	
				教育 認定	保育認定			教育 認定	保育認定		
					3 歳 以上	1. 2 歳児	0 歳児		3 歳 以上	1. 2 歳児	0 歳児
保育（教育）の量の見込み				0	5 6	1 8	5	0	4 9	2 0	5
② 確 保 の 内 容	受入施設区分										
	教育保育施設										
	（にしかわ保育園）										
地域型保育事業者				0	0	0	0	0	0	0	0
① - ②確保の状況				0	0	0	0	0	0	0	0
3 年目（令和 9 年度）				4 年目（令和 10 年度）				5 年目（令和 11 年度）			
認定区分				認定区分				認定区分			
1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定	
教育 認定	保育認定			教 育 認定	保育認定			教 育 認定	保育認定		
	3 歳 以上	1. 2 歳児	0 歳児		3 歳 以上	1. 2 歳児	0 歳児		3 歳 以上	1. 2 歳児	0 歳児
0	3 9	1 7	5	0	3 3	1 7	5	0	3 3	1 7	5
0	3 9	1 7	5	0	3 3	1 7	5	0	3 3	1 7	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※保育認定区分… 1 号認定：満 3 歳以上で保育の必要性が無い場合（教育認定）

2 号認定：満 3 歳以上で保育の必要性が有る場合（保育認定）

3 号認定：満 3 歳未満で保育の必要性が有る場合（保育認定）

4 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保の方策の考え方

町では公立保育園 1 園で、町内の保育希望児全員の受け入れを行っています。町の出生数は年間 15 名前後で推移しており、急激な需要の拡大が起こるとは想定されず、更に事業者の参入による地域型保育事業施設の新設等も見込んでいないため、受入施設も「にしかわ保育園」のみとしています。地域子ども・子育て支援事業においては、町の子育て支援センターを子育て支援拠点施設として位置づけ、子育て支援事業を行っています。

5 地域子ども・子育て支援事業に関する内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められている市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。当町では次のとおり実施・検討していきます。

6 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

計画期間中における、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関しては、第2期計画の事業実績、人口推計等から、下記のとおり必要な量の見込みを算出・設定するとともに、見込みに対する提供体制の確保を図るものとします。

(1) 利用者支援事業

子育て支援情報の提供と支援事業に繋げる橋渡し、乳幼児虐待の早期予防のため、町の母子保健施設である保健センターを「こども家庭センター型」、子育て支援の拠点施設である子育て支援センターを「基本型」として開設しています。保健師、社会福祉士、保育士を専属の職員として配置し、切れ目のない母子支援に努めています。

○見込み数

(単位：箇所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1
①－②（確保状況）		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

就学前の児童やその保護者等が交流できる場を提供するとともに、町の子育て支援の拠点施設として、子育て情報の提供、育児不安・子育てに関する様々な相談を受け、その後の支援に結びつける窓口としての機能を果たします。

また、近隣市町村や里帰り出産の親子等も幅広く受け入れ、親子で参加できるイベントを開催し、より多くの方と交流できる場となるよう運営していきます。

○見込み数

(単位：人回)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容	西川町子育て支援センター	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
①－②（確保状況）		0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康診査を実施して、その健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡率の低下、流・早産の防止及び、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦に対して健康診査補助券を発行します。

○見込み数

(単位：人回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		280	280	280	280	280
②確保の内容		280	280	280	280	280
①－②（確保状況）		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供及び養育環境等の掌握や助言を行います。

○見込み数

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15
①－②（確保状況）	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を行います。

○見込み数

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	4	4	4	4	4
①－②（確保状況）	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする児童を一定期間養育・保護したり、夜間や休祝日に仕事のある保護者の児童の預かりを行うことで、安定した育児環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により当該施設において養育、保護を行います。

○見込み数

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	ショートステイ事業	2	2	2	2
	トワイライトステイ事業	1	1	1	1
①－②（確保状況）	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の支援を受けたい者（利用会員）と支援を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関し、連絡調整を行います。

○見込み数

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
①－②（確保状況）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は実施していません。

家庭での保育が一時的に困難となった、保育の認定を受けていない満6か月以上の未就学児について、申請により子育て支援センターでお預かりします。（緊急預かり事業）

○見込み数

(単位：件)

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	1 号による利用	0	0	0	0	0
	2 号による利用	0	0	0	0	0
①－②（確保状況）		0	0	0	0	0
※緊急預かり事業		3 0	3 0	3 0	3 0	3 0

(9) 時間外保育事業

保育園に入園している児童が、保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施します。（早朝は午前 7 時 30 分から、夕方は午後 7 時まで）

時間外保育事業でカバーできない時間帯の保育ニーズについては、ファミリー・サポート・センター事業で対応しています。

○見込み数

(単位：人日)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
②確保の内容	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
①－②（確保状況）	0	0	0	0	0

(10) 病児に対する保育事業

当町では、小児科医や看護師の確保が困難であるため実施していません。

令和 4 年度から「山形連携中枢都市圏に係る連携事業」として町外の病児・病後児保育施設の広域利用が可能となっており、希望者に対して情報提供を行っています。

年間数件程度の利用実績があるため、引き続き広域利用での対応としていくほか、利用者に対して料金の助成を行っています。

(11) 放課後児童対策事業

当町では放課後児童クラブは実施しておらず、放課後子ども教室を実施しています。放課後や土曜日、長期休業期間中等において小学校児童を校内で預かります。

保護者が安心して預けられるよう、内容の充実を図るとともに、保育・教育現場の経験がある人員を配置します。また、多様なニーズに応える子ども預かりの場について調査・検討を行います。

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

当町では実施していません。必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

なお、ケース対応会議等での情報共有・対応の確認等により、児童虐待の発生予防や早期発見・対応ができるよう取り組んでいます。

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

当町では実施していません。必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

なお、所得の状況に関わらず「第 3 子以降の保育料無料」、「給食費無料」など保護者の費用負担軽減を図っています。

(14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

当町では民間事業者参入の動き等はなく、実施していません。必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

(15) 子育て世帯訪問事業

当町では実施していません。必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

なお、現在の取り組みの中で町内の子育て家庭の状況を把握し、適切な支援が行える体制をとっていきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

当町では実施していません。必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

(17) 親子関係形成支援事業

当町では実施していません。必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により必要な情報提供や相談に応じ、必要に応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

○見込み数

(単位：回)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
②確保の内容	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
①－②（確保状況）	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

6 か月～満 3 歳未満の未就園児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに保育施設を利用できます。

当町では、全国の自治体で制度開始となる令和 8 年度から実施します。

○見込み数

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0 歳児	-	6 0	6 0	6 0	6 0
	1 歳児	-	3 6	3 6	3 6	3 6
	2 歳児	-	1 2	1 2	1 2	1 2
②確保の内容	0 歳児	-	6 0	6 0	6 0	6 0
	1 歳児	-	3 6	3 6	3 6	3 6
	2 歳児	-	1 2	1 2	1 2	1 2
①－②（確保状況）		0	0	0	0	0

(20) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を実施します。

○見込み数

(単位：回)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	ショートステイ型	1	1	1	1	1
	デイサービス型	2	2	2	2	2
	アウトリーチ型	0	0	0	0	0
②確保の内容	ショートステイ型	1	1	1	1	1
	デイサービス型	2	2	2	2	2
	アウトリーチ型	0	0	0	0	0
①－②（確保状況）		0	0	0	0	0

7 子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保

(1) 質の高い幼児期の保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期の保育や教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、保育の提供にあたっては、年間のカリキュラムを作成し、カリキュラムに沿った保育の提供を行うものとします。

西川学園構想の計画のもと、小・中学校との連携をより強化し、一貫した教育目標に沿って町が求める幼児期の保育を行い、小学校への円滑な接続が行えるように取り組みを推進していきます。

・保・小・中連携の推進

保育園から中学校まで一貫した子育て支援を進めるために、保・小・中連携を密にし、小学校への接続をスムーズに行っていくため、保小連絡会や教育支援委員会の充実、職員間の相互交流の推進等を図ります。さらに、中学生の職業体験やボランティアの受け入れなど、中学校との交流も積極的に行っていきます。

・子どもの発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実

幼児期に培った資質・能力は生涯にわたり重要なものであり、それを小学校においてさらに伸ばしていくことが重要です。

一方で、幼児教育と小学校教育は教育課程の構成原理など様々な違いを有することから、とりわけ義務教育開始前の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」において、意識的に協働して子どもの発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる必要があります。

幼児期の遊びを通した学びが小学校の学習にどのようにつながっているかについて、保育園・小学校の先生が子どもの姿の事例を通して、具体的に対話をしていきます。

(2) 保育の提供体制の確保の推進方策

出生数の減少が続いていますが、低年齢時からの保育のニーズは拡大しています。時代に即した保育のニーズに対応できるように、にしかわ保育園の受入体制を整え、保育を希望する全児が保育の提供をスムーズに受けられるように努めるものとします。

また、安全な保育環境を整えるため、園環境の整備のほか、保育基準を遵守した保育の提供を行うものとします。

・0～2歳児保育

低年齢児からの保育ニーズの拡大にあわせ、受け入れ体制の拡充と乳幼児期ならではのトイレトレーニング等、日常生活・習慣の習得の援助を行っていきます。

・3～5歳児保育

子どもの自己形成を見守るなかで、コミュニケーション能力の習得と集団生活のルールを学ぶ支援を行い、更には保小連携のカリキュラムに沿った、町の子どもとしての学びを提供していきます。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

1 施設の利用情報の発信

産後休暇等により、家庭において育児を行っている保護者などに対して、子育て支援センターが中心となり、センター利用の促進を図ります。また、保育施設利用のための情報発信を行っていくとともに、育児不安等に関して相談支援を行い、その後の保育園利用がスムーズに行えるように調整を行っていきます。

2 関係機関との連携

子育て世代包括支援センターの各専任保健師・保育士が情報連携をスムーズに行うことにより、子どもの異動等の情報をより早く手に入れ、声掛けと情報提供を行う事により、利用サービスの提供をスムーズに行えるようにします。更に、一時預かり事業をより柔軟に対応できるようにし、急な保育のニーズにも対応できる体制を整えます。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策との連携

地域全体の教育・保育力の向上を図るために、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する下記事業について、積極的に連携・導入を行い、事業の展開を図るものとします。

(1) 児童虐待防止対策の充実に対する事業

相談体制や支援体制について、児童相談所をはじめとする関係各機関との連絡調整につとめ、協議等を必要とする場合は要保護児童対策地域協議会を中心とし、関係各課と連携及び情報共有を図り、緊急時における保護児童等の受入に関する体制や制度についての整備を進めていくものとします。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の体制の充実

町が運営主体となり、サポート及び利用会員共に登録の拡大を図り、利用しやすい制度とするために、双方のマッチングを進めていくものとします。

(3) 子育て及び教育関係機関との連携と相談体制の強化

保・小・中連携を強化するとともに、園児と小学生、中学生との交流促進を進め、保育園から中学校まで、スムーズな移行の促進を図っていきます。

(4) ひとり親家庭の自立支援事業

生活支援や育児支援など相談や情報発信の充実を図っていきます。

(5) 子育て支援拠点の充実

町の子育て支援の拠点施設として養育相談や子育て情報発信の充実を図り、保健師や保育士による事業の開催など、利用者が利用しやすい施設を目指し、利用者の拡大と支援事業の充実を図っていきます。

(6) 障がい児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実

保護者の不安を少しでも軽減できるように、関係機関の連携を強化し、相談業務と情報提供を充実していきます。

第7章 計画の推進に向けて

1 進捗状況の評価・検証

毎年1回、西川町子ども・子育て会議において各種事業の実施状況を報告し、事業の評価及び検証を行います。

2 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携調整

本計画を効率的・効果的に実施するため、健康福祉課のみならず、本町の子ども・子育てに関わる関係課と連携し取り組んでいく必要があります。さらに、西川町子ども・子育て会議の意見等も踏まえ、関係課との調整を図っていきます。

3 家庭・地域・関係機関との連携

子どもの健やかな育ちを社会全体で支える環境を構築していくには、家庭や地域の役割がますます重要になっています。各々がそれぞれの役割を理解し果たしていくとともに、連携・協力のもと子育てを支援する環境づくりを行っていきます。

①家庭・・・家族一人ひとりが積極的に子育てや家事を行い、共に支え合う関係を築く。

②地域・・・子どもや子育て家庭の見守りなどを通して、地域が子育てを支えるという意味の醸成や、地域行事、伝統行事の充実を図っていく。

③保育園、学校等の関係機関・・・子どもたちの身近な施設として、子どもの保育等の支援はもちろん、保護者に対する相談や情報提供など多様な支援を実施していく。

4 計画の周知

町のホームページや子育て支援センター便り等により、子育て世代を中心に本計画の周知を行っていきます。

5 施策の見直し

社会情勢の変化や国や県の動向、本町の財政状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の充実や見直しを図ります。